平成２３年（フ）第１７号
宮崎県西都市大字岡富1221番地５
債務者　十川渉一郎
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２号
福島市丸子字台12番地の１　ピュアハウス102号
債務者　野崎　明美
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３８１号
福島県郡山市台新２丁目15番20号　レファ201号
債務者　佐藤ゆかり（旧姓橋本）
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
長野市大字柳原1424番地　柳原団地Ａ２―819
債務者　進藤千代子
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４号
長野市上松３丁目７番37―３号
債務者　伊藤　　猛
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６２５号
名古屋市港区港楽２丁目10番20号　シティ・ファミリー港楽203号
債務者　伊藤　　司
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８号
高知市桟橋通１丁目４番３号　クラシエ３―101号、申立時の住所高知市小津町２番21号コーポ高坂２Ｆ
債務者　溝渕　美江
１　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１号
高知市福井扇町1095―10、住民票上の住所高知県高岡郡佐川町丙５番地
債務者　廣田　智秀
１　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７号
高知市介良甲844番地３　レジデンスＫＥＲＡＮＯ２Ｆ―201
債務者　佐野　安雄
１　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３号
高知市桟橋通１丁目４番３号　クラシエ３―204号
債務者　北井　純子
１　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５号
高知市重倉228番地３
債務者　川元　法子
１　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９号
高知市大谷公園町１番34号　みどりハウス201
債務者　渡部　友子
１　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４０号
高知市介良丙274番地
債務者　竹内　晶子
１　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５号
長崎県対馬市厳原町久田359番地１
債務者　川崎　　昭
１　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第１０３６号
熊本県宇土市網津町1424番地15
債務者　西田　修治
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０５４号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1019番地２ルネスリヴェール102号、前住所熊本県天草市太田町10番地18
債務者　新玉　千春（旧姓春山）
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１０１号
熊本市国府本町12番86号
債務者　髙橋　　梢
１　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　熊本地方裁判所民事第１部